



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
當 る と き は 休 刊 と す る。)

目 次

教育委員会事項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則	1
沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則	1
沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令	2
沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令	5
沖縄県教育庁事務決裁規程及び教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令	5

公安委員会事項

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則	6
沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則	6
沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則	8
沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則	8
特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則	12

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則	14
べき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	16
特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則	16
初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則	17

教 育 委 員 会 事 項

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

沖縄県教育委員会規則第8号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立高等学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。
第71条ただし書中「部分休業」の次に「及び所属職員の高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

沖縄県教育委員会規則第9号

沖縄県立特別支援学校管理規則の一部を改正する規則

沖縄県立特別支援学校管理規則（平成12年沖縄県教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第51条第3項中「教諭」を「主幹教諭又は教諭」に改める。

第67条ただし書中「部分休業」の次に「及び所属職員の高齢者部分休業」を加える。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第3号

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺 満

沖縄県教育委員会職員服務規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会職員服務規程（昭和47年沖縄県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項中「第11条第5号」を「第11条第6号」に改める。

第16条の21の次に次の1条を加える。

（高齢者部分休業の申請等の手続）

第16条の22 職員は、地公法第26条の3第1項の規定に基づき、高齢者部分休業の承認を受けようとするときは、高齢者部分休業を始めようとする日の1月前まで（学校に勤務する職員にあっては、教育長が定める日まで）に高齢者部分休業承認申請書（第24号様式の17）を所属長（学校に勤務する職員にあっては、教育長。以下この条において同じ。）に提出しなければならない。

2 高齢者部分休業をしている職員は、高齢者部分休業の承認の取消し又は高齢者部分休業に係る休業時間の短縮に同意するときは、高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書（第24号様式の18）を所属長に提出しなければならない。

3 高齢者部分休業をしている職員は、休業時間の延長の承認を受けようとするときは、当該延長をしようとする期間の初日の1月前まで（学校に勤務する職員にあっては、教育長が定める日まで）に高齢者部分休業時間延長承認申出書（第24号様式の19）を所属長に提出しなければならない。

第4号様式を次のように改める。

第4号様式（第6条関係）

出勤簿

出勤簿 年(第 四半期)		氏名													発令年月日											
															年 月 日											
月	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	出勤	出張	研修	年休	公傷	療養	病休	生休	産休	慶弔
		押印																								
記入事項																										
		16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31									
月	日	押印																								
		記入事項																								
月	日	押印																								
		記入事項																								
															整理欄											
															出勤	出張	研修	年休	公傷	療養	病休	生休	産休	慶弔		

第22号様式中「以降」を「以後」に改める。

第24号様式の16の次に次の3様式を加える。

第24号様式の17（第16条の22関係）

（表面）

高齢者部分休業承認申請書							
年 月 日 殿		所 属					
		職 氏 名		(所属長認印)			
次のとおり高齢者部分休業の承認を申請します。							
1 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)						
2 休 業 時 間	1週間当たりの休業時間の合計 時間 分						
	毎日	時 分～ 時 分		水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分		木	時 分～ 時 分		
火	時 分～ 時 分		金	時 分～ 時 分			
3 申 請 理 由							
※4 所属長意見							
5 備 考							
※ 承認番号 年 月 日 承 認 通 知 書 殿							
上記については、 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 とする。							

注1 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

2 高齢者部分休業の承認が、職員からの年次有給休暇等の請求に基づき取り消された場合は、その旨を裏面に記入すること。

（裏面）

日付	休業の承認を取り消された時間		時 間 数	申請者印	所属長印	出勤簿照合印	備 考
	午 前	午 後					
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分				

	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			
	時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分			

第24号様式の18（第16条の22関係）

高齢者部分休業の承認の取消し・休業時間の短縮同意書						
年 月 日 殿						
所 属 職 氏 名						
<input type="checkbox"/> 承認の取消しに同意します。 <input type="checkbox"/> 次のとおり休業時間を短縮することに同意します。						
1 短縮後の 休業時間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)					
	1週間当たりの休業時間の合計 時間 分					
	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分		
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分		
火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分			
2 備 考						

注 該当する□には、レ印を記入すること。

第24号様式の19（第16条の22関係）

高齢者部分休業時間延長承認申出書						
年 月 日 殿						
所 属 職 氏 名						
(所属長認印)						
次のとおり高齢者部分休業の承認時間の延長を申し出ます。						
1 申 請 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (当該職員の定年退職日)					

		承認時間延長後の1週間当たりの休業時間の合計 時間 分 (当初承認された1週間当たりの休業時間の合計 時間 分)			
2 休業時間	毎日	時 分～ 時 分	水	時 分～ 時 分	
	月	時 分～ 時 分	木	時 分～ 時 分	
	火	時 分～ 時 分	金	時 分～ 時 分	
※3 所属長意見					
4 備考					
<p>※ 承認番号</p> <p style="text-align: center;">承 認 通 知 書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 殿</p> <p style="text-align: right;">印</p> <p>上記については、<input type="checkbox"/>承認 <input type="checkbox"/>不承認 とする。</p>					

注1 申請する休業時間は、当初承認された休業時間以上とすること。

2 ※印の欄は、申請者において記載しないこと。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会訓令第4号

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令
沖縄県教育委員会の所管に属する会計年度任用職員の勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、沖縄県立埋蔵文化財センターの所長又は県立学校の校長」を「又は教育機関（県立学校を含む。）の長」に改める。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県教育委員会教育長訓令第3号

沖縄県教育庁事務決裁規程及び教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県教育委員会
教育長 半嶺満

沖縄県教育庁事務決裁規程及び教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部を改正する訓令

（沖縄県教育庁事務決裁規程の一部改正）

第1条 沖縄県教育庁事務決裁規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第17号中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改める。

第7条第14号中「、沖縄県立総合教育センター、沖縄県立図書館及び沖縄県立離島児童生徒支援センター」を削り、「任免」の次に「及び育児休業の承認」を加える。

第10条中第21号を第22号とし、第13号から第20号までを1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

(13) 県立学校職員（校長を除く。）の高齢者部分休業の承認に関すること。

第11条第6号中「任免」の次に「及び育児休業の承認」を加える。

（教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程の一部改正）

第2条 教育事務所等の長に対する事務の委任及び決裁に関する規程（昭和53年沖縄県教育委員会教育長訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第8号を次のように改める。

(8) 所長及び所属の職員の扶養手当、住居手当、通勤手当及び単身赴任手当の認定に関すること。

第3条第1項第4号中「承認」の次に「（県立学校職員の高齢者部分休業の承認を除く。）」を加える。

第3条の2第1項第3号中「任免」の次に「及び育児休業の承認」を加え、同項第7号中「沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）」に改め、同条第2項第2号中「沖縄県個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 会計年度任用職員（外国语指導助手を除く。）の任免及び育児休業の承認に関すること。

第3条の2中第4項を削り、第5項を第4項とし、同条第6項中「次に掲げる事務」を「県立学校職員の児童手当の認定に関すること」に改め、同項各号を削り、同項を同条第5項とする。

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第2号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第35条中「4課」を「3課」に、
「外事課」を「警衛対策課」に改める。

第37条第2号中「（警衛対策課の所掌に属するものを除く。）」を削る。

第38条の2を削る。

第42条を次のように改める。

（総括参事官）

第42条 警務部に総括参事官を置く。

2 総括参事官は、警視正又は警視の階級にある警察官をもって充てる。

3 総括参事官は、命を受け、所管行政に属する重要事項についての企画、立案及び調整に関する事務を総括整理する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第3号

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の交番等の名称、位置及び所管区を定める規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表那覇警察署の部石嶺交番の項中「、石嶺町4丁目」の次に「、大名町1丁目、大名町2丁目、大名町3丁目、平良町1丁目、平良町2丁目」を加え、同部儀保交番の項を削り、同部首里交番の項所管区の欄を次のように改める。

那覇市首里赤田町1丁目、赤田町2丁目、赤田町3丁目、赤平町1丁目、赤平町2丁目、池端町、大中町1丁目、大中町2丁目、金城町1丁目、金城町2丁目、金城町3丁目、金城町4丁目、儀保町1丁目、儀保町2丁目、儀保町3丁目、儀保町4丁目、久場川町1丁目、久場川町2丁目、崎山町1丁目、崎山町2丁目、崎山町3丁目、崎山町4丁目、寒川町1丁目、寒川町2丁目、末吉町1丁目、末吉町2丁目、末吉町3丁目、末吉町4丁目、汀良町1丁目、汀良町2丁目、汀良町3丁目、当蔵町1丁目、当蔵町2丁目、当蔵町3丁目、桃原町1丁目、桃原町2丁目、鳥堀町1丁目、鳥堀町2丁目、鳥堀町3丁目、鳥堀町4丁目、鳥堀町5丁目、真和志町1丁目、真和志町2丁目、山川町1丁目、山川町2丁目、山川町3丁目

別表浦添警察署の部仲間交番の項所管区の欄を次のように改める。

浦添市字仲間、仲間一丁目、仲間二丁目、仲間三丁目、字安波茶、安波茶一丁目、安波茶二丁目、安波茶三丁目、字牧港、牧港一丁目、牧港二丁目、牧港三丁目、牧港四丁目、牧港五丁目、字沢畠、沢畠一丁目、沢畠二丁目、字経塚、経塚一丁目、字前田、前田一丁目、前田二丁目、前田三丁目、前田四丁目、当山一丁目、当山二丁目、当山三丁目

別表浦添警察署の部牧港交番の項を削り、同部城間交番の項所管区の欄を次のように改める。

浦添市字伊祖、伊祖一丁目、伊祖二丁目、伊祖三丁目、伊祖四丁目、伊祖五丁目、字港川、港川一丁目、港川二丁目、字城間、城間一丁目、城間二丁目、城間三丁目、城間四丁目、字屋富祖、屋富祖一丁目、屋富祖二丁目、屋富祖三丁目、屋富祖四丁目、字大平、大平一丁目、大平二丁目、大平三丁目

別表宜野湾警察署の部大謝名交番の項中「宜野湾市字宇地泊」を「宜野湾市宇地泊二丁目」に改め、「、字真志喜」を削り、「、字宇地泊、字大謝名」を「、真志喜五丁目、宇地泊一丁目、宇地泊二丁目、宇地泊三丁目」に改め、同表沖縄警察署の部北谷交番の項中「北谷町字伊平、字大村」を「北谷町字伊平、伊平一丁目、伊平二丁目、字大村」に改め、「字桑江」の次に「、桑江一丁目」を加え、同表嘉手納警察署の部大通交番の項中「屋良一丁目」の次に「、読谷村字大木、字大湾、字渡具知、字比謝、字比謝矼、字古堅」を加え、同部読谷交番の項中「、字渡具知、字比謝、字大湾、字古堅、字大木、字比謝矼」を削り、同表うるま警察署の部安慶名交番の項中「うるま市字田場」を「うるま市字具志川、字田場」に改め、「字上江洲」の次に「字大田」を加え、同部具志川駐在所の項を削り、同表宮古島警察署の部長間駐在所の項中「宮古島市城辺字長間、字西里添の一部」を「宮古島市城辺字下里添、字砂川、字友利の一部、字長間、字西里添の一部」に改め、同部砂川駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第4号

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察職員の配置定員に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「257人」を「254人」に改め、同条第2号中「44人」を「48人」に改め、同条第3号中「5人」を「4人」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

目次中「第1章 総則（第1条—第5条）」を「第1章 総則（第1条—第5条）」「第2章 遠隔操作型小型車の使用者に対する指示（第5条—第16条の2）」に、「第2章」を「第3章」に、「第3章」を「第4章」に、「第4章 安全運転管理者（第13条の2）」を「第5章 安全運転管理者（第13条—第16条の2）」「第6章 特定自動運行の許可等（第16条の3・第16条の4）」に、「第5章」を「第7章」に、「第6章」を「第8章」に、「第7章」を「第9章」に、「第8章」を「第10章」に、「第9章」を「第11章」に、「第10章」を「第12章」に、「第11章」を「第13章」に、「第12章」を「第14章」に、「第13章」を「第15章」に改める。

第2条中第6号を第7号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 次に掲げる申請及び届出の提出は、沖縄県警察本部交通部交通企画課長を経由して行う。

- ア 法第15条の3第1項の規定による遠隔操作型小型車による通行の届出
- イ 法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請
- ウ 法第75条の16第1項の規定による特定自動運行計画の変更の許可の申請
- エ 法第75条の16第3項の規定による特定自動運行計画の軽微な変更の届出
- オ 法第75条の16第4項の規定による法第75条の12第2項第1号に掲げる事項の変更の届出
- カ 施行規則第9条の19第2項の規定による特定自動運行の許可証の再交付の申請

第13章を第15章とし、第5章から第12章までを2章ずつ繰り下げる。

第4章を第5章とし、同章の次に次の1章を加える。

第6章 特定自動運行の許可等

(特定自動運行の許可に関する意見の聴取)

第16条の3 法第75条の13第2項の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）（様式第12号の3）により行うものとする。

2 施行規則第9条の22の規定による意見の聴取は、特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）（様式第12号の4）により行うものとする。

(特定自動運行実施者に対する指示等)

第16条の4 法第75条の26第1項の規定による特定自動運行実施者に対する指示は、特定自動運行に関する指示書（様式第12号の5）を交付して行うものとする。

2 法第75条の26第2項（法第75条の27第2項において準用する場合を含む。）の規定による意見の聴取は、特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書（様式第12号の6）により行うものとする。

第3章を第4章とし、第2章を第3章とする。

第6条第1項中「様式第1号」を「様式第1号の2」に改める。

第1章の次に次の1章を加える。

第2章 遠隔操作型小型車の使用者に対する指示

第5条の2 法第15条の6の規定による遠隔操作型小型車の使用者に対する指示は、遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書（様式第1号）を交付して行うものとする。

別表第3中

一般国道506号	島尻郡南風原町字山川波佐真原479番5から豊見城市字名嘉地屋無垣原139番7まで
県道8号線	うるま市勝連平安名国場堂1652番7からうるま市勝連平敷屋3645番3まで
県道26号線	沖縄市字白川佐久間良原227番2から沖縄市知花5丁目2598番1まで
県道29号線	中頭郡北中城村字安谷屋前原397番1から中頭郡北中城村字安谷屋下川原2180番1まで
県道33号線	うるま市字前原幸崎原285番3からうるま市字大田長田原829番3まで
県道68号線	豊見城市字名嘉地屋無垣原140番1から豊見城市字宜保前原218番1まで
県道81号線	宜野湾市字伊佐前原80番1から宜野湾市普天間1丁目128番1まで
	中頭郡北中城村字安谷屋古馬上原1936番6から中頭郡北中城村字渡口前原523番13まで
県道82号線	那覇市字安謝山後原665番2から那覇市字上間東原194番4まで
県道85号線	沖縄市字比屋根橋川原1432番1から沖縄市美里6丁目2728番2まで
	沖縄市字美里横通原2779番6から中頭郡北中城村字比嘉西原728番4まで
県道130号線	中頭郡北谷町字大村城原413番4から中頭郡北中城村字瑞慶覧西原393番2まで
県道227号線	沖縄市字比屋根浜原854番6から中頭郡北中城村字渡口下原490番8まで
県道伊計平良川線	うるま市字大田長田原843番からうるま市勝連平安名国場堂1651番1まで
県道国頭東線	国頭郡国頭村字奥新田原541番2から国頭郡東村字平良平良原555番2まで
浦添市道仲西宮城南線	浦添市仲西3丁目16番から浦添市内間4丁目18番まで

一般国道449号	国頭郡本部町字浦崎浦崎原56番から名護市字宮里比留木原876番20まで
一般国道506号	島尻郡南風原町字山川波佐真原479番5から豊見城市字名嘉地屋無垣原139番7まで
一般国道507号	島尻郡八重瀬町字屋宜原東大越地原217番6から那覇市字仲井真伊地当原233番1まで
県道伊計平良川線	うるま市字大田長田原843番からうるま市勝連平安名国場堂1651番1まで
県道沖縄北谷線	沖縄市山内4丁目65番3から中頭郡北谷町字浜川千原40番2まで
県道那覇北中城線	中頭郡北中城村字安谷屋前原397番1から中頭郡北中城村字安谷屋下川原2180番1まで
県道国頭東線	国頭郡国頭村字奥新田原541番2から国頭郡東村字平良平良原555番2まで

県道糸満与那原線	糸満市字糸満新組862番3から中頭郡西原町字東崎12番2まで
県道宜野湾北中城線	宜野湾市字伊佐前原80番1から宜野湾市普天間1丁目128番1まで
県道那覇糸満線	中頭郡北中城村字安谷屋古馬上原1936番6から中頭郡北中城村字渡口前原523番13まで
県道沖縄環状線	那覇市字安謝山後原665番2から那覇市字上間東原194番4まで
県道8号線	沖縄市字比屋根橋川原1432番1から沖縄市美里6丁目2728番2まで
県道26号線	沖縄市字美里横通原2779番6から中頭郡北中城村字比嘉西原728番4まで
県道具志川前原線	うるま市勝連平安名国場堂1652番7からうるま市勝連平敷屋3645番3まで
県道130号線	うるま市字前原幸崎原285番3からうるま市字大田長田原829番3まで
県道沖縄県総合運動公園線	中頭郡北谷町字大村城原413番4から中頭郡北中城村字瑞慶覧西原393番2まで
県道豊見城糸満線	沖縄市字比屋根浜原854番6から中頭郡北中城村字渡口下原490番8まで
浦添市道仲西宮城南線	豊見城市字名嘉地屋無垣原140番1から豊見城市字宜保前原218番1まで
糸満市道D2号線	浦添市仲西3丁目16番から浦添市内間4丁目18番まで
糸満市道西崎23号線	糸満市西崎町5丁目16番から糸満市西崎町4丁目18番2まで
糸満市道西崎45号線	糸満市西崎町3丁目4番から糸満市西崎町5丁目9番3まで

に

改める。

様式第1号を様式第1号の2とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号（第5条の2関係）

遠隔操作型小型車の遠隔操作による通行に関する指示書	
殿	年　月　日 公安委員会　印
道路交通法第15条の6の規定により、次のとおり指示します。	
住所	
届出番号等	
指示事項	
指示の理由	

備考1 所定の欄に記載できることは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号の2の次に次の4様式を加える。

様式第12号の3 (第16条の3関係)

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（甲）

殿

年 月 日
公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、同法第75条の13第2項の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

つきましては、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

- (1) 特定自動運行用自動車が自動運行装置を備えたものであることについて疑義はないか。また、当該自動運行装置は、自動運行装置の作動中であっても運転操作を行うことができる状態を常に維持する者を要する自動運行装置ではないか。
- (2) 特定自動運行計画は、当該特定自動運行用自動車の自動運行装置に係る使用条件を満たした状態で特定自動運行を行うこととしているものであるか。
- (3) 特定自動運行計画に従って行われる特定自動運行による人又は物の運送は、特定自動運行により生じた交通の支障によって影響を受ける地域住民に対し、当該地域における移動手段の確保等の住民の利便の向上や、医療、介護等の出張サービスの提供等の住民の福祉の向上をもたらすような事情が認められるものであるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号の4 (第16条の3関係)

特定自動運行の許可に関する意見聴取書（乙）

殿

年 月 日
公安委員会 印

年 月 日、別添1（特定自動運行許可申請書の写し）のとおり、道路交通法第75条の12第1項の規定による特定自動運行の許可の申請があったので、道路交通法施行規則第9条の22の規定に基づき、別添 の書類を添えて意見を聴取します。

意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。

1 申請者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容

取扱者の氏名及び連絡先

備考1 不要な文字は、横線で消すこと。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号の5 (第16条の4関係)

特定自動運行に関する指示書

殿

年 月 日
公安委員会 印

道路交通法第75条の26第1項の規定により、次のとおり指示します。

住所	
氏名又は名称	
許可証番号	
指示事項	
指示の理由	

備考1 所定の欄に記載できることは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第12号の6（第16条の4関係）

特定自動運行に係る行政処分に関する意見聴取書

殿

年 月 日
公安委員会 印

道路交通法 の規定により、別添（ の写し）のとおり、
 を行うことを予定しているところ、同法第75条の26第2項の規定に基づ
 き、意見を聴取します。
 意見があれば、 年 月 日までに文書をもって回答願います。
 期日までに回答がない場合には、本意見聴取に対し意見がないものとして取り扱います。

1 特定自動運行実施者の氏名又は名称

2 意見聴取の内容
 上記の特定自動運行実施者に対し、

を行うことについて、意見はあるか。

取扱者の氏名及び連絡先

備考1 所定の欄に記載できることは、別紙に記載の上、これを添付すること。

2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

様式第41号中「第119条の2の2第2項」を「第119条の2の4第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月31日

沖縄県公安委員会

特定講習の実施等に関する規則の一部を改正する規則

特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項第2号中「仮免許」を「仮運転免許（以下「仮免許」という。）」に改め、同項第5号中「ディスカッション」の次に「指導」を加え、同項に次の1号を加える。

(6) 飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）を実施する場合において、一般の講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第3及び別表第4）に定めるディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けていること。

第6条第2項第2号中「ディスカッション」の次に「指導」を加え、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 一般の講習を実施する場合において、一般の講習の講習科目及び時間割等に関する細目に定めるディスカッション指導の講習科目を行う指導員については、交通心理学の専門家等による教養を受けさせること。

第8条第2号中「とし、筆記による検査のため、所要の運転適性検査用紙を必要数整備するもの」を削り、同条中第7号を第8号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ディスカッション指導において用いる資料（以下「ディスカッション資料」という。）及び筆記による検査において用いる適性検査用紙を必要数整備するものとする。

第9条の見出し中「受理」を「受付」に改め、同条第2項中「受理する」を「受け付ける」に、「受理させる」を「受け付ける」に改め、同条第3項中「受理する」を「受け付ける」に改める。

第10条第1項中「飲酒取消講習以外の講習（以下「一般の講習」という。）」を「一般の講習」に改める。

第11条中「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目（別表第3及び別表第4）」を「一般の講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改める。

第13条第2号中「診断票」の次に「を使用して実施し、これ」を加える。

第14条第1項中「受理した」を「提出を受けた」に改め、同条第2項中「棄損」を「毀損」に改める。

第27条第1項第2号中「運転免許（仮運転免許）」を「免許（仮免許）」に改める。

別表第1第1日の部運転技能の診断の項中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に、「仮免を有する者」を「仮免許を有する者」に、「仮免のない者」を「仮免許を有しない者」に改め、同部適性診断結果による指導・助言の項中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に、「必要な」を「必要が」に、「適性検査結果」を「運転適性検査結果」に改め、同表第2日の部危険予知運転の解説の項中「危険予知運転」を「危険予測運転」に、「知らせる」を「理解させる」に改め、同部道路又はコースでの技能診断の項中「とり」を「取り」に改め、同部安全運転実行のための指導・助言の項中「適性・技能診断書」を「運転適性・技能診断書」に、「危険予知運転」を「危険予測運転」に改め、同部ディスカッションの項講習科目の欄中「ディスカッション」を「ディスカッション指導」に改め、同項中「もたせる」を「持たせる」に改める。

別表第2第1日の部性格と運転の概説の項中「必要な」を「必要が」に、「把握した診断結果及び運転適性検査結果を」を「運転適性検査結果に」に改め、同部適性・技能診断結果による指導・助言の項中「適性・技能診断結果」を「運転適性・技能診断結果」に、「適性検査結果」を「運転適性検査結果」に改め、同表第2日の部危険予知運転の解説の項中「危険予知運転」を「危険予測運転」に改め、同部運転技能の診断(2)の項中「チェック」を削り、「とり」を「取り」に改め、「訓練の」の次に「効用の」を加え、同部安全運転実行のための指導・助言の項中「適性・技能診断書」を「運転適性・技能診断書」に、「危険予知運転」を「危険予測運転」に改め、同部ディスカッションの項講習科目の欄中「ディスカッション」を「ディスカッション指導」に改め、同項中「もたせる」を「持たせる」に改め、同部講習から得られるものは何か。の項中「できないこと」を「できない」に改める。

別表第3中「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」を「一般の講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改め、同表第1日の部適性診断結果による指導・助言の項中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に、「必要な」を「必要が」に、「適性検査結果」を「運転適性検査結果」に、「120分」を「60分」に改め、同部運転技能の診断の項中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に、「仮免を有する者」を「仮免許を有する者」に、「仮免のない者」を「仮免許を有しない者」に改め、同部に次のよ

うに加える。

ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
------------	---	--	-----	------	------------------	------------	-------

別表第3第2日の部危険予知運転の解説の項中「危険予知運転」を「危険予測運転」に、「知らせる」を「理解させる」に改め、同部道路又はコースでの技能診断の項中「とり」を「取り」に改め、同部安全運転実行のための指導・助言の項中「適性・技能診断書」を「運転適性・技能診断書」に、「危険予知運転」を「危険予測運転」に改める。

別表第4中「取消処分者講習の講習科目及び時間割等に関する細目」を「一般の講習の講習科目及び時間割等に関する細目」に改め、同表第1日の部性格と運転の概説の項中「診断結果」を「技能診断結果」に改め、同部運転技能の診断（1—2）の項中「適性診断結果」を「運転適性診断結果」に改め、同部適性・技能診断結果による指導・助言の項中「適性・技能診断結果」を「運転適性・技能診断結果」に、「適性検査結果」を「運転適性検査結果」に、「120分」を「60分」に改め、同部に次のように加える。

ディスカッション指導	妨害運転等をテーマとしたディスカッションを行い、運転中の感情や状況に対する認識が運転行動と関連があることを理解させる。	自らの運転中にストレスを感じた経験や交通違反・事故を起こした経験を発表させ、自身が危険な運転（行動）に至った原因となる認知の偏りを気付かせる。安全な運転を行うための対処法について議論させ、運転中の認知の偏りや運転行動を見直して、対処法を継続して実行し、習慣化するよう指導する。	60分	討議形式	受講者6人以下につき、担当者1人	ディスカッション資料	補助者1人
------------	---	--	-----	------	------------------	------------	-------

別表第4第2日の部運転技能の診断(2)の項中「技能運転」を「運転技能」に改め、「チェック」を削り、「とり」を「取り」に改め、「訓練の」の次に「効用の」を加え、同部危険予知運転の解説の項中「危険予知運転」を「危険予測運転」に改め、同部安全運転実行のための指導・助言の項中「適性・技能診断書」を「運転適性・技能診断書」に、「危険予知運転」を「危険予測運転」に改め、同部講習から得られるものは何か。の項中「できないこと」を「できない」に改める。

別表第5中「歩車道区分有無」を「歩車道の区分の有無」に改める。

別表第6の3の項中「あげる」を「上げる」に改め、同表の4の項中「パイルン間隔」を「パイルンの間隔」に、「操作遅れがパイルン」を「操作遅れでパイルンを」に改める。

別記第1中「採れるよう」を「とれるよう」に、「取組み」を「取組」に、「及び高齢者講習」を「、高齢者講習等」に、「交通情勢で」を「交通情勢を踏まえて」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

人事委員会事項

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第5号**初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則等の一部を改正する規則**

(初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部改正)

第1条 初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別表第1アの表6級の項及び7級の項中「生物多様性推進監」を「生物多様性推進監 福祉企画監」に、「設備事業監」を「設備事業監 地域外交室長」に、「北部医療センター整備推進室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長 旅券センター室長 第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 F I B A バスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」に、「支所長」を「支所長 水質管理監」に、「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 教育D X推進室長」に改め、別表第1イの表9級の項中「組織犯罪統括官」を「総括参事官」に改め、別表第1オの表4級の項及び5級の項中「総務企画総括」を「感染症研究センター室長 総務企画総括」に改め、別表第1カの表3級の項中「副参事」を「副参事 感染症研究センター室長」に改め、同表4級の項中「副参事」を「副参事 感染症研究センター室長」に、「主幹歯科医師 主幹」を「主幹歯科医師 主幹 職員健康管理センター室長」に改める。

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1項の表4種の項中「生物多様性推進監」を「生物多様性推進監 福祉企画監」に、「設備事業監」を「設備事業監 地域外交室長」に、「北部医療センター整備推進室長」を「消費生活センター室長 分室長 北部医療センター・医師確保推進室長」に、「国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長 旅券センター室長 第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 F I B A バスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」に、「副参事」を「副参事 水質管理監 感染症研究センター室長」に改め、別表第3項の表4種の項中「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 教育D X推進室長」に改め、別表第8項の表2種の項中「組織犯罪統括官」を「総括参事官」に改める。

(給料の調整額に関する規則の一部改正)

第3条 給料の調整額に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第35号）の一部を次のように改正する。

別表第1衛生環境研究所の項を次のように改める。

衛生環境研究所	(1) 衛生科学班に勤務し、保健化学、病害虫、衛生動物及びハブに関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (2) 環境科学班に勤務し、大気及び水質に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (3) 感染症研究センターに勤務し、病原微生物に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師	2
	(4) 企画管理班に勤務する研究員及び技師 (5) 環境科学班に勤務し、赤土に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (6) 感染症研究センターに勤務し、感染症疫学情報に関する業務に従事することを本務とする研究員及び技師 (7) 感染症研究センターに勤務する医師及び歯科医師 (8) 感染症研究センターに勤務する研究主幹 (9) 班長	1

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第4条 管理職員等の範囲を定める規則（昭和48年沖縄県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表知事部局の項中「生物多様性推進監」を「生物多様性推進監 福祉企画監」に、「設備事業監」を「設備事業監 地域外交室長」に、「北部医療センター整備推進室長」を「北部医療センター・医師確保推進室長」に、「旅券センター室長 国民文化祭・障害者芸術文化祭推進室長 第7回世界のウチナーンチュ大会推進室長」を「しまくとうば普及推進室長 FIBAバスケットボールワールドカップ2023開催支援室長 旅券センター室長」に、「企画管理班の班長 主幹」を「感染症研究センター室長 企画管理班の班長 主幹」に、所長 庶務班の班長 を 所長 水質管理監 庶務班の班長」

に、同表教育庁の項中「特別支援教育室長」を「特別支援教育室長 教育DX推進室長」に、「学校人事課の給与制度班、県立学校人事班、小中学校人事班及び服務・選考試験班の班長」を「学校人事課の管理班、給与制度班、県立学校人事班及び小中学校人事班の班長」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第6号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和47年沖縄県人事委員会規則第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

国頭村字奥 国頭村字安田 国頭村字安波	奥小学校 安田小学校 安波小学校	3
国頭村字宜名真	北国小学校	3
国頭村字佐手	佐手小学校	1

」

国頭村字奥 国頭村字安田 国頭村字安波	奥小学校 安田小学校 安波小学校	3
---------------------------	------------------------	---

に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会
委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第7号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（平成19年沖縄県人事委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条の2を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

条例第7条第2項の人事委員会規則で定める職員は、次の各号に掲げる作業に従事する職員とする。

- (1) 通訳の作業
- (2) 情報技術の解析及びこれに付随する電子計算機の管理等の作業
- (3) 装備品の整備及び物品の管理（調達を含む。）の作業
- (4) 負傷者の救護の作業

(5) 通信機器の設置その他通信手段の確保の作業

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

沖縄県人事委員会

委員長 島 袋 秀 勝

沖縄県人事委員会規則第8号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則（平成29年沖縄県人事委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の見出し中「令和5年3月31日までの間における」を削り、同項中「平成29年4月1日から令和5年3月31日まで」を「当分」に改める。

附則第4項の見出し中「平成29年4月1日から令和5年3月31日までの間における」を削り、同項中「平成29年4月1日から令和5年3月31日まで」を「当分」に改める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

発行所
沖縄県総務部
総務私学課
電話番号 098-866-2074

印刷所 有限会社 ドリーム印刷
〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地